

平成 30 年 10 月 26 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度 「インバウンド対応観光ルート創出事業」に係る『航空会社連携プロモーション事業』
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度 「インバウンド対応観光ルート創出事業」に係る『航空会社連携プロモーション事業』

2. 事業目的

事業対象協議会（後記）の属する地域の海外知名度向上と誘客促進を図るため、各地域の隣接空港[新千歳・丘珠・稚内・利尻・旭川・帯広・函館・奥尻]に就航する航空会社と連携し、安全・快適で魅力的な北海道旅行に関する情報を海外に発信することを目的に事業を実施する。なお、事業実施においては平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震による風評被害の払拭についても留意したものとする。

3. 事業対象協議会（地域）[隣接空港]

以下 10 地域

- (1) 北宗谷広域観光推進協議会（稚内市・猿払村・豊富町・利尻町・利尻富士町・礼文町）[稚内・利尻・新千歳]
- (2) 小樽・北後志広域インバウンド推進協議会
（小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村）[新千歳・丘珠]
- (3) 東空知観光周遊ルート創出推進協議会
（芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市）[新千歳・丘珠・旭川]
- (4) るもい地域インバウンド対策会議（留萌市・増毛町・羽幌町・天塩町・遠別町・初山別村・苫前町・小平町）[新千歳・丘珠・旭川]
- (5) 北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）[新千歳・帯広・旭川]
- (6) 新幹線木古内駅活用推進協議会
（木古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町・奥尻町）
[函館・新千歳・奥尻]

- (7) 環駒ヶ岳広域観光協議会（七飯町・鹿部町・森町）[函館・新千歳]
- (8) 千歳・恵庭・北広島広域観光推進協議会（千歳市・恵庭市・北広島市）[新千歳]
- (9) 胆振インバウンド6次観光周遊ルート創出協議会（豊浦町・壮瞥町・登別市・白老町・室蘭市・洞爺湖町・伊達市・苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町）[新千歳・函館]
- (10) 北海道ひまわり夕陽ロード形成事業推進協議会（石狩市・留萌市・増毛町・北竜町）[新千歳・丘珠・旭川]

4. 実施期間 契約締結日～平成31年3月15日

5. 事業説明会（予定）

日時：平成30年11月2日（金） 14:00～15:00

会場：公益社団法人北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙申込用紙により平成30年10月31日（水）17:00までに、メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部
観光開発支援グループ 山田
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：d_yamada@visithkd.or.jp

申込用紙

平成 30 年 10 月 31 日（水） 17:00 必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : d_yamada@visithkd.or.jp

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援事業部 観光開発支援グループ 担当 山田 行

平成 30 年度 「インバウンド対応観光ルート創出事業」に係る
『航空会社連携プロモーション事業』の事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 ・ 職 名 ・ 氏 名	部署名	職名	氏名

平成30年度 「インバウンド対応観光ルート創出事業」に係る『航空会社連携プロモーション事業』
企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

事業対象協議会（後記）の属する地域の海外知名度向上と誘客促進を図るため、各地域の隣接空港[新千歳・丘珠・稚内・利尻・旭川・帯広・函館・奥尻]に就航する航空会社と連携し、安全・快適で魅力的な北海道旅行に関する情報を海外に発信することを目的に事業を実施する。なお、事業実施においては平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震による風評被害の払拭についても留意したものとする。

2. 事業対象協議会（地域）[隣接空港]

以下10地域

(1) 北宗谷広域観光推進協議会

(稚内市・猿払村・豊富町・利尻町・利尻富士町・礼文町) [稚内・利尻・新千歳]

(2) 小樽・北後志広域インバウンド推進協議会

(小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村) [新千歳・丘珠]

(3) 東空知観光周遊ルート創出推進協議会

(芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市) [新千歳・丘珠・旭川]

(4) るもい地域インバウンド対策会議

(留萌市・増毛町・羽幌町・天塩町・遠別町・初山別村・苫前町・小平町) [新千歳・丘珠・旭川]

(5) 北十勝4町広域観光振興連絡協議会

(音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町) [新千歳・帯広・旭川]

(6) 新幹線木古内駅活用推進協議会

(木古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町・奥尻町)
[函館・新千歳・奥尻]

(7) 環駒ヶ岳広域観光協議会

(七飯町・鹿部町・森町) [函館・新千歳]

(8) 千歳・恵庭・北広島広域観光推進協議会

(千歳市・恵庭市・北広島市) [新千歳]

(9) 胆振インバウンド6次観光周遊ルート創出協議会

(豊浦町・壮瞥町・登別市・白老町・室蘭市・洞爺湖町・伊達市・苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町) [新千歳・函館]

(10) 北海道ひまわり夕陽ロード形成事業推進協議会

(石狩市・留萌市・増毛町・北竜町) [新千歳・丘珠・旭川]

3. 事業実施主体及び実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が実施主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 参加資格

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 本邦に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月15日

(2) 業務スケジュール（予定）

11月2日（金）	事業説明会
11月6日（火）	企画提案参加表明期限
11月16日（金）	企画提案書の提出期限
11月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
12月上旬	契約締結・業務開始
平成31年03月15日（金）	全事業終了、事業報告書提出、精算

7. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期日 平成30年11月6日（火） 17:00
- (2) 表明内容 「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」
※コンソーシアムを組む場合は、「コンソーシアム名」と「構成員名」も記載すること。
- (3) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構観光開発支援グループ（担当：山田）

(4) 表明方法 電子メールにより参加表明すること。(様式は任意とする。)

8. 委託業務内容

(1) 上記10地域を対象に、次に例示する内容を基本とした事業を実施すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

①国内外の航空会社インバウンド向けホームページを活用した各地域の観光及びそれに関する基本情報(対応言語は2言語以上。うち一つは英語)の発信、ならびに海外の旅行者の旅行促進に繋がるイメージ広告の掲出。

例) 近隣空港からのアクセス、風景や食事、観光地の写真、動画などの掲載

②メインイメージ動画の整備(時間は1分程度)。なお完成した動画は①に掲載すること。

③上記10地域のホームページのアクセス数増加のための、ウェブプロモーション。

④各地域の観光周遊ルートを国内外の航空会社インバウンド向けホームページに掲載。ただし一定の期日までに創出したものに限る。

⑤その他上記に関連する本事業の目的達成に資する事業

例) 航空会社グループ会社、関連旅行会社等との連携等

(2) 事業実施報告書の提出(平成31年3月15日までに提出)

①事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出する事。

②報告書において、アクセス状況等から、訪日外国人誘客につながる助言等をする事。

9. 予算上限額

10,600千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

10. 企画提案書の記載について

企画提案書の作成にあたっては、事業提案に係る考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、および過去3年以内の同種且つ同程度の規模の事業受注実績について記載する事。
なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険料、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版のみとする。また冒頭に事業提案書の全体構成を記載し、全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。

(3) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

- (4) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部）
- (2) 提出期日 平成30年11月16日（金） 17:00
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：山田）
TEL 011-231-2900 Email: d_yamada@visithkd.or.jp
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。）

13. 審査方法

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (3) プレゼンテーションの日時や場所は別途審査対象者に通知する。
- (4) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。
- (5) プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めない。
- (6) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
事業目的に資する内容となっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以 上